

「がん教育」の在り方に関する検討会の設置について

平成26年7月3日
スポーツ・青少年局長決定

1 趣 旨

今日、子供たちを取り巻く状況は、生活習慣や社会環境の変化に伴い、新たな健康課題が生じてきている。その中でも、生涯のうち国民の二人に一人がかかる可能性があるとして推測される「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠なものとなりつつある。

また、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の下、政府が策定（24年6月）したがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）において、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」こととされている。

これらを踏まえ、昨年度、公益財団法人日本学校保健会に検討会を設置（文部科学省補助事業）し、がんに関する教育について、今後の方向性、留意点を含む実施に当たっての具体的事項、今後の論点等、包括的な議論が行われ報告書が取りまとめられたところである。

以上のことを踏まえ、学校におけるがんに関する教育への取組を推進するため、医師や教育関係者等の有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置する。

2 検討事項

- (1) 「がん教育」の在り方、推進についての検討
- (2) モデル事業「がんの教育総合支援事業」の評価に関する検討
- (3) その他必要な事項の検討

3 構 成

- (1) 検討会は、別紙に挙げる協力者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。
- (4) 必要に応じて、委員以外の者から協力を得ることができる。

4 実施期間

平成26年7月3日～平成27年3月31日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局学校健康教育課において行う。